

手順書:栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

25. 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整(8)

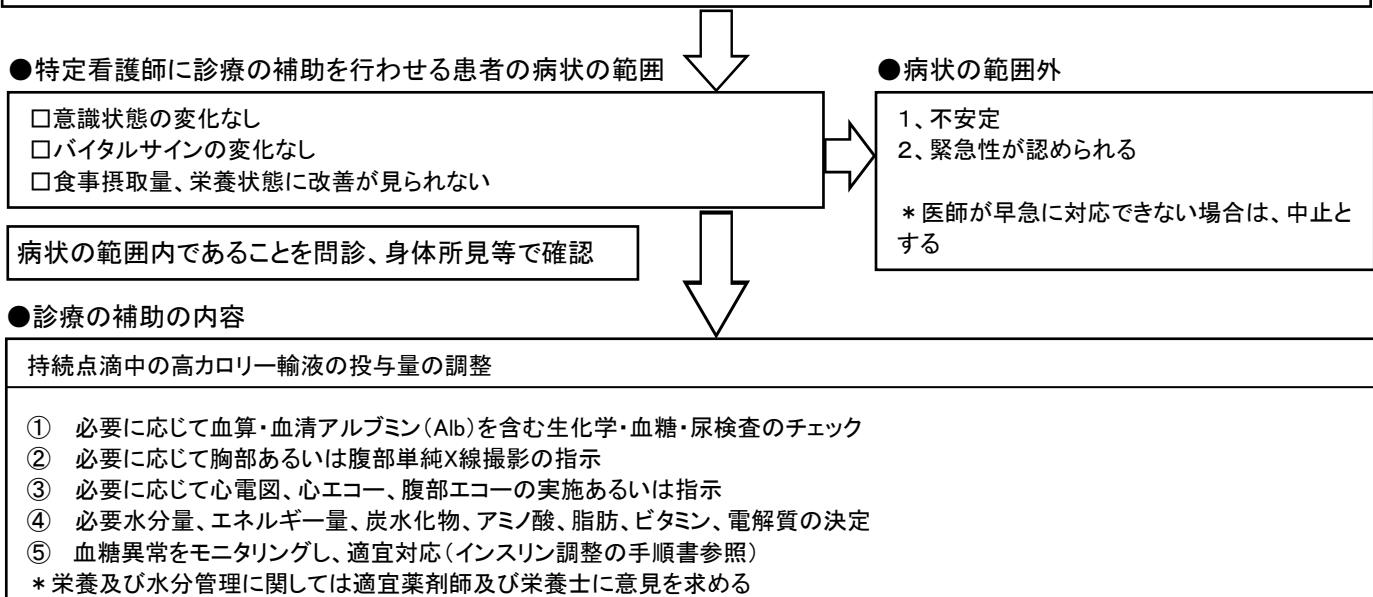
●は、必須

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、栄養状態等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整を行う

●当該手順書に係る特定行為の対象となる患者

- ①栄養状態の悪化が認められる
- ②脱水が疑われる場合
- ③経口摂取、経腸栄養が選択できず、高カロリー輸液療法が長期に及ぶことが予想される場合



● 特定行為を行うときに確認すべき事項

- | | |
|---|-------------------------------------|
| □意識状態の変化
□バイタルサインの変化
□SpO ₂ の低下
□過剰輸液による肺水腫の懸念
□血糖値(糖負荷による影響のチェック)
□刺入部の状態(発赤、出血、感染徵候)
□尿量及びIn / Out バランスチェック
□栄養状態(総蛋白(TP)、血清アルブミン(Alb)、ボディマス指数(BMI)、体重、皮下脂肪厚) | ●以下の場合は担当医等に連絡
□何らかの懸念
□左記の状態 |
|---|-------------------------------------|
- * 手順書には一定の幅を持たせていますが、あくまでも安全が第一です。特定看護師の役割としては、まず「特定行為が必要な状況の把握」と、「アセスメント」と考えます。よって、アセスメントの結果、特定行為が必要と判断された場合は、基本的に担当医に連絡し、具体的な特定行為を提案し、指示を受けるといったチーム医療が実践できるよう医師-看護師それぞれの立場でのご配慮をお願いいたします。

● 医療の安全を確保するための医師との連絡が必要となった場合の連絡体制

- ①担当医師のPHSに連絡、②1106(休日・夜間1502) → 外線(携帯電話)、③上級医もしくは他の医師に連絡

● 特定行為を行った後の医師に対する報告の方法

- ①担当医師へ直接又はPHSで報告
(ただし、夜間もしくは休日で患者の状態に異常がない限りは翌営業日で可)
- ②診療録への記載